

一宮市地域生活支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業として、一宮市が次条第2項各号に掲げる事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法に規定する用語の例によるものとする。

2 この要綱において、「一宮市地域生活支援給付事業」（以下「地域生活支援給付事業」という。）とは、次に掲げる事業（以下「地域生活支援サービス」という。）について第18条第2項に規定する地域生活支援サービス費を支給する事業をいう。

- (1) 移動支援事業（屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的とする事業をいう。以下同じ。）
- (2) 地域活動支援センター事業（障害者等を通所させ、創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業をいう。以下同じ。）
- (3) 日中一時支援事業（障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業をいう。以下同じ。）
- (4) 生活サポート事業（障害程度区分が非該当の障害者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図る事業をいう。以下同じ。）

(地域生活支援サービス費の支給)

第3条 市長は、地域生活支援給付事業を利用したものに対して、第18条第2項に規定する地域生活支援サービス費を支給する。

(市指定事業者)

第4条 地域生活支援給付事業は、市長の指定した事業者（以下「市指定事業者」という。）が行うものとする。

2 前項に規定する事業者の指定については、一宮市地域生活支援事業者の指

定等に関する要綱で定める。

第5条 削除

第6条 削除

(対象者)

第7条 地域生活支援給付事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、法第19条第2項及び第3項の規定に基づき一宮市が介護給付費等の支給決定を行うこととなる障害者等であるものとする。

2 移動支援事業の対象者は、単独で屋外での移動が困難な障害者等で次に掲げるものとする。ただし、就学前の児童並びに重度訪問介護、同行援護及び行動援護の対象者は除くものとする。

(1) 身体障害者及び身体障害のある児童（ただし、肢体不自由（上肢及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうちの上肢機能のみは除く）及び心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害により著しく屋外での行動制限を受ける者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号における個別の等級が1級又は2級に該当する者及びこれに準ずる者とする。）

(2) 知的障害者及び知的障害のある児童

(3) 精神障害者及び精神障害のある児童

3 日中一時支援事業の対象者は、原則として日中において家族等の監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等とする。

4 地域活動支援センター事業の対象者は、通所による創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練等の便宜の供与が必要な原則として年齢満18歳以上の障害者とする。

5 生活サポート事業の対象者は、法に規定する障害程度区分の認定が非該当となった障害者であって、日常生活に関する支援（生活支援・家事援助）を行わなければ、日常生活に支障をきたすおそれのあるものとする。

(利用の申請及び決定)

第8条 地域生活支援給付事業の給付を受けようとする障害者または障害児の保護者は、地域生活支援サービス支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第5号）を一宮市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、原則として申請者本人からの聴取により意向を把握し、その事項を総合的に勘案の上、事業の利用

を行うことが適当であると認めるときは地域生活支援サービス支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等通知書（様式第6号）により、適当でないとき認めるときは地域生活支援サービス不支給決定通知書（様式第7号）により、それぞれ申請者に対して通知するものとする。

（地域生活支援サービス受給者証の交付）

第9条 福祉事務所長は、前条第2項の規定により、地域生活支援サービス支給決定通知を受ける障害者または障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）に対して地域生活支援サービス受給者証（様式第8号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（住所地の変更の届出等）

第10条 受給者証の交付を受けた支給決定障害者等は、支給決定期間内において、氏名を変更したとき、又は同一市内において住所を移したときは、14日以内に受給者証を添えて福祉事務所長に（地域生活支援サービス）申請内容変更届出書（様式第9号）を提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による届出があったときは、受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第11条 福祉事務所長は、支給決定障害者等から支給決定期間内において、受給者証の破損、喪失等の理由により受給者証の再交付の申請が受給者証再交付申請書（様式第10号）によりあったときは、受給者証を再交付するものとする。

（支給期間）

第12条 支給決定期間は、原則として1年間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日でないときは、当該月が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。この場合において、本事業の施行日から対象となるときは、18か月以内で決定しても差し支えないものとする。

2 支給決定障害者等が障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、前項の規定による支給決定期間の範囲内で、障害福祉サービスの支給期間の終期と同一にすることができるものとする。

（支給量の変更の申請）

第13条 既に決定されている支給量の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第11号）を、福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由から支給量の変更の決定を行ったときは、地域生活支援サービス支給変

更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第 12 号）により当該支給決定障害者等に通知するとともに、受給者証に変更後の内容を記載するものとする。

（決定の取消し）

第 14 条 福祉事務所長は、支給決定障害者等が死亡、転出その他決定する資格がなくなったときは、地域生活支援サービス支給決定取消通知書（様式第 13 号）により当該支給決定障害者等に通知するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

（事業の利用）

第 15 条 支給決定障害者等は、市指定事業者を受給者証を提示して、日中一時支援事業を利用する場合は利用契約を、第 2 条第 2 項に規定する日中一時支援以外の事業を利用する場合は決定支給量（既に他の事業者と契約を行っている場合は残りの支給量）を超えない範囲で 1 月当たりの支給量に係る契約をそれぞれ締結し、地域生活支援給付事業を利用するものとする。

2 市指定事業者は、あらかじめ地域生活支援給付事業を利用する支給決定障害者等（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の便宜の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得て、便宜の供与の契約を第 2 条第 2 項各号の事業区分ごとに締結するものとする。

（契約内容の報告）

第 16 条 前条の規定により支給決定障害者等と契約を締結した市指定事業者は、福祉事務所長に対して当該契約（日中一時支援事業に係る契約を除く。）に係る報告を地域生活支援サービス契約内容報告書（様式第 14 号）により行わなければならない。

（利用者の負担上限月額）

第 17 条 地域生活支援給付事業に係る利用者の負担上限月額は、法第 29 条第 3 項第 2 号の規定に基づき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。）第 17 条に規定する額を準用する。

2 前項の規定に基づき施行規則附則第 7 条の 2 の規定を準用する場合は、同条の表中第 1 の支給決定障害者等の区分を「地域活動支援センター若しくは日中一時支援に係る支給決定を受けた者（次号に掲げる者を除く）」と、第 2 の支給決定障害者等の区分を「日中一時支援に係る支給決定を受けた障害児の保護者」と第 3 の支給決定障害者等の区分を「移動支援若しくは生活サポートに係る支給決定を受けた者（次号に掲げる者を除く）」と、第 4 の支給決

定障害者等の区分を「移動支援に係る支給決定を受けた障害児の保護者」と読み替え、第5の支給決定障害者等の区分は準用しないものとする。

- 3 前項の場合において、支給決定障害者等が施行規則附則第7条の2の表中第1欄で読み替える2以上の区分に該当する場合であって、当該区分に係る同表の第4欄に掲げる額が異なるときは、当該支給決定障害者等に係る負担上限月額は、同項の規定にかかわらず、そのうち最も高い額とする。

(地域生活支援サービス費)

第18条 地域生活支援サービスに要する費用は、別表1の基準報酬単価表により算出した額（以下「費用額」という。）とする。

- 2 支給決定障害者等が地域生活支援給付事業を利用した場合に支給する費用（以下「地域生活支援サービス費」という。）は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた地域生活支援サービスについて、費用額を合計した額

(2) 前条に規定する当該負担上限月額(当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

- 3 削除

- 4 福祉事務所長は、第2項の規定による地域生活支援サービス費の代理受領について、支給決定障害者等の同意がある場合は、同項の規定による額の限度において、支給決定障害者等に代わり市指定事業者に支払うことができる。

- 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対して支給があったものとみなす。

- 6 市指定事業者は、第4項の規定による支払を受けた場合は、当該支給決定障害者等に対し、当該地域生活支援サービスの給付額を通知しなければならない。

- 7 市指定事業者は、第4項の規定により、支給決定障害者等に代わって支払を受ける場合は、事業を実施した際に、当該支給決定障害者等（施行令第17条第1項に規定する被保護者の場合を除く。）から第2項第2号の規定により算定した額（以下「利用者負担額」という。）の支払を受けるものとする。

- 8 市指定事業者は、地域生活支援サービスの提供に要した費用につき、当該利用者負担額等の支払をした当該支給決定障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(地域生活支援サービス費の特例)

第19条 災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、前条第7項に規定する利用者負担額の支払が困難であると市長が認めた支給決

定障害者等が受ける地域生活支援サービス費の支給については、一宮市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年一宮市規則第 37 号）第 12 条第 1 項の規定を準用する。

（高額地域生活支援サービス費の支給）

第 20 条 高額地域生活支援サービス費は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 同一の月において、支給決定障害者等（同一の世帯に 2 人以上の障害児がある場合、各々の障害児について支給決定を受けた同一の保護者を含む。）に係る地域生活支援サービス費の利用者負担額の合計が、第 9 条の規定により交付された受給者証に表記された負担上限月額を超える場合
 - (2) 同一世帯（本人及び配偶者）で同一の月において、地域生活支援サービスを利用した者がある場合、当該地域生活支援サービス費の利用者負担額と、施行令第 43 条の 5 第 1 項及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 25 条の 5 第 1 項に掲げる額（以下「高額償還制度対象利用者負担額」という。）を合算した額が第 3 項に規定する高額地域生活支援サービス費算定基準額を超える場合（高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び前号に規定する額並びにその他高額償還制度対象利用者負担額に係る減額及び償還制度がある場合、当該減額及び償還額を控除した額とする。）
- 2 高額地域生活支援サービス費の額は、次のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号に係る高額地域生活支援サービス費の額については、同号に規定する利用者負担額の合計から、受給者証に表記された負担上限月額を控除した額
 - (2) 前項第 2 号に係る高額地域生活支援サービス費の額については、同号に掲げる額を合算した額から次項に規定する高額地域生活支援サービス費算定基準額を控除した額
- 3 高額地域生活支援サービス費算定基準額は、施行令第 43 条の 6 及び児童福祉法施行令第 25 条の 6 の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額を準用する。
- 4 削除
- 5 高額地域生活支援サービス費の給付を受けようとする支給決定障害者等は、高額地域生活支援サービス費支給申請書（様式第 15 号）を福祉事務所に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申請に係る承認又は不承認の通知は、高額地域生活支援サービス費支給決定通知書（様式第 16 号）又は高額地域生活支援サービス費

不支給決定通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（請求及び支払）

第 21 条 支給決定障害者等から第 18 条第 4 項の規定による代理受領について同意を得た市指定事業者は、同条第 2 項の規定による費用を請求するときは、請求書（様式第 18 号）及び明細書（様式第 19 号）、実績記録票（様式第 20 号）その他市長が特に必要と認めた書類を当該サービス提供月の翌月 10 日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容について関係書類を確認・審査し、当該サービス提供月の翌々月末日までに、当該サービスに係る費用を支払うものとする。

3 市長は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（書類の保存）

第 22 条 事業者は、請求に係る関係書類その他本事業にとって重要な書類については、5 年間保存しなければならない。

（報告等）

第 22 条の 2 市長は、地域生活支援給付に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者等、支給決定障害者等の配偶者若しくは支給決定障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す地域生活支援検査証（様式第 21 号）を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第 22 条の 3 市長は、地域生活支援給付に関して必要があると認めるときは、当該地域生活支援給付に係る地域生活支援サービスを行う者若しくは行っていた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域生活支援サービスの事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（事故等発生時の対応）

第 23 条 市指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、速やかに市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 市指定事業者は、前項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 市指定事業者は、第1項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置に係る報告を、市に対して、地域生活支援サービス事業者等事故等報告書（様式第22号）により行わなければならない。

4 市指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（帳票）

第24条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称は、別表2に定めるとおりとし、その様式は、福祉事務所長が別に定める。

（雑則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月19日から施行し、改正後の一宮市地域生活支援給付事業実施要綱の規定（別表1を除く。）は、平成18年10月1日から適用する。

2 改正後の別表1の移動支援事業の備考欄に記載された夜間加算等については、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行し、改正後の一宮市地域生活支援給付事業実施要綱の規定は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第23条の規定 平成18年10月1日

(2) 第23条以外の規定 平成19年4月1日

付 則

この要綱は、平成20年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。